

令和3年度 会津若松市コミュニティセンター指定管理者候補者審査得点表 謹教地区コミュニティづくり協議会

事業基準	事業計画書の項目	事業計画書記載内容(評価項目)	配点	審査点					項目合計点	基準ごとの合計点	基準ごとの配点	
				A委員	B委員	C委員	D委員	E委員				
市民の平等な利用が確保できるものであること(指定手続条例第4条1号)	1. 団体の概要	1. 組織	25	3	4	4	4	4	19	173	225(最低水準点135)	
	2. 申請理由	2. 申請の理由	50	8	8	8	8	8	40			
	3. 管理運営の基本方針											
	(1)管理の基本方針について	3. 管理運営全般についての基本コンセプト	50	6	8	8	8	8	38			
		4. 関係機関や地域との連携	50	6	8	8	8	8	38			
		5. 法令の遵守	25	3	4	4	4	4	19			
	(2)平等な利用の確保について	6. 利用者の平等利用ができる方策	25	3	4	4	4	4	19			
施設の適切な維持管理を図ることができるものであること(指定手続条例第4条第2号)	4. 施設の適切な維持管理									154	200(最低水準点120)	
	(1)適切な維持管理について	7. 維持管理の基本方針	25	3	4	4	4	4	19			
		8. 施設管理の実績	25	3	4	4	4	4	19			
		9. 維持管理のための方策(具体的な方策)	50	8	8	8	8	8	40			
		10. 業務の効率化又は維持水準の向上	50	6	8	8	8	8	38			
	(2)危機管理体制について	11. 日常の安全対策、事故・災害発生時の対応	25	3	4	4	4	4	19			
	12. 個人情報の保護	25	3	4	4	4	4	19				
施設の効用を最大限に発揮できるものであり、市民サービス向上を図ることができるものであること(指定手続条例第4条第3号)	5. 利用者のサービス向上									230	300(最低水準点180)	
	(1)利用者サービスの向上について	13. 供用日、供用時間及び料金設定	25	3	4	4	4	3	18			
		14. サービスの向上のための方策 ・サービス向上策は効果的か ・具体性と実現性	75	9	12	12	12	12	57			
		15. 利用者ニーズの把握	25	3	4	4	4	4	19			
		16. 地域コミュニティの育成、発展及び活性化	75	9	12	12	12	12	57			
	(2)利用促進について	17. 利用促進のための方策	50	6	8	8	10	8	40			
(3)苦情対応について	18. 苦情対応のための方策	25	3	4	4	4	4	19				
施設の管理経費の縮減が図られるものであること(指定手続条例第4条第4号)	6. 管理経費の節減									91	125(最低水準点75)	
	(1)効率的・経済的な管理	19. 経費節減のための方策	50	6	8	6	8	8	36			
	(2)収支計画書	20. 収支計画書 収支計画書 ①節減程度と現実性 ②内容の適切性と実現性	50	6	8	6	8	8	36			
			25	3	4	4	4	4	19			
安定した管理に必要な人的及び物的能力を有していること又は確保する見込みがあること(指定手続条例第4条第5号)	7. 管理運営体制									115	150(最低水準点90)	
	(1)管理運営体制	21. 管理運営業務	50	6	8	8	10	8	40			
		22. 適正な労働条件の確保	25	3	4	4	4	4	19			
		23. 職員研修	25	3	4	3	4	4	18			
(2)経営状況	24. 経営状況	50	6	8	8	8	8	38				
合 計			1,000	124	160	156	164	159	763	763	1,000	